

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成26年4月10日(2014.4.10)

【公開番号】特開2012-164884(P2012-164884A)

【公開日】平成24年8月30日(2012.8.30)

【年通号数】公開・登録公報2012-034

【出願番号】特願2011-25312(P2011-25312)

【国際特許分類】

H 05 K 9/00 (2006.01)

G 09 F 9/00 (2006.01)

B 32 B 27/36 (2006.01)

【F I】

H 05 K 9/00 V

G 09 F 9/00 3 1 3

G 09 F 9/00 3 0 9 A

B 32 B 27/36 1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月7日(2014.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

P E T 基材層と、

前記P E T基材層の一方の面上に設けられた、導電性ペーストインキのにじみを防止するためのインキ受容層と、

前記インキ受容層の上に格子状に設けられた、電磁波シールドメッシュ層と、

前記電磁波シールドメッシュ層を覆うように、前記インキ受容層の上に設けられた機能層とを備え、

前記機能層には、これを貫通して、前記電磁波シールドメッシュ層の一部を露出させる、アースを取るための貫通孔が設けられている電磁波シールド材。

【請求項2】

前記機能層は、ハードコート機能層、反射防止機能層、防眩性機能層、帯電防止機能層のうち、少なくとも一つの機能層である、請求項1に記載の電磁波シールド材。

【請求項3】

前記貫通孔は、縦又は横に並んで複数個設けられる、請求項1又は2に記載の電磁波シールド材。

【請求項4】

前記貫通孔は、レーザで穿孔されている、請求項1～3のいずれか1項に記載の電磁波シールド材。

【請求項5】

前記基材層の膜厚は、当該電磁波シールド材がロール状に巻き取られ得る厚さにされている、請求項1～4のいずれか1項に記載の電磁波シールド材。

【請求項6】

請求項1～5のいずれか1項に記載の電磁波シールド材を装着してなるプラズマディスプレイパネル。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明に係る電磁波シールド材は、PET基材層と、上記PET基材層の一方の面上に設けられた、導電性ペーストインキのにじみを防止するためのインキ受容層と、上記インキ受容層の上に格子状に設けられた、電磁波シールドメッシュ層と、上記電磁波シールドメッシュ層を覆うように、上記インキ受容層の上に設けられた機能層とを備える。上記機能層には、これを貫通して、上記電磁波シールドメッシュ層の一部を露出させる、アースを取るための貫通孔が設けられている。